

市役所窓口時間を延長します

【延長期間】 3月29日(金)～4月2日(火)（土・日曜日を除く） 17時15分～19時	
市 民 課	■戸籍・住民票・印鑑登録などの届け出および証明書の発行 ■税務証明書（所得・課税証明）の発行 ■マイナンバーカードの申請・交付 ■電子証明書の更新
保険医療課	■国民年金資格の異動関係 ■国民年金保険料の免除申請および学生納付特例申請 ■国民健康保険被保険者の資格得喪関係 ■後期高齢者医療保険被保険者の資格得喪関係 ■医療費助成の資格得喪関係
子育て応援課 (市役所内の手続き用窓口)	■児童手当および児童扶養手当の資格得喪関係
介護福祉課	■介護保険被保険者の資格得喪関係

問合先 総務課 Tel.23-1234

後期高齢者医療制度 保険料のお知らせ

■保険料の納め方は？

▶▶▶「年金引き去り（特別徴収）」と「納付書・口座振替によるお支払い（普通徴収）」の2つがあります。

令和6年度の1年間の保険料は、6月中旬に送付する「保険料額決定通知書」でお知らせします。

令和5年度中に後期高齢者医療制度に加入し、年金を受給している方の令和6年度の納め方は、加入した期間ごとに異なるため、4月以降にお送りする保険料の通知書でご確認ください。

▶年金引き去り（特別徴収）の方

令和5年度中に年金引き去りで納めた方は、原則、令和6年2月と同額を4・6・8月に引き去ります。

▶年金引き去り以外（普通徴収）の方

納付書または口座振替で納めてください。

納付書でお支払い中の方は口座振替に変更できます

納付には、安心して確実な口座振替をご利用ください。納期の末日に預金口座から引き去りになります。

お申し込みには「本人の後期高齢者医療被保険者証」「預金通帳」「お届け印」が必要です。

なお、口座振替の手続きをした時期により、振替の開始が令和6年度からとなる場合があります。その場合、令和5年度中の保険料は納付書で納めてください。

※自身の納め方が分からないなど、保険料についてご不明な点がある方は、保険医療課（市役所1階）6番窓口までお問い合わせください。

■保険料の納め忘れはありませんか

今まで年金引き去り（特別徴収）だった方でも、納付書によるお支払いに変更となっている場合があります。

今一度、お手元に未払いの納付書が残っていないかを確認し、納め忘れのないようご注意ください。

問合先 保険医療課 Tel.28-8018